

グリーン・エコプロジェクト推進活動事業  
グリーン経営認証取得促進補助金交付実施要領

東ト協環環発第18号

平成29年6月20日

1. 要 綱

「グリーン経営認証取得促進補助金交付要綱（平成29年6月8日付け東ト協環環発第14号）」のとおり。

2. 予 算

150万円

3. 補助対象

グリーン・エコプロジェクトの継続的なエコドライブ活動の実践並びにステップアップセミナーを受講し、交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度（トラック運送事業）の認証・登録を新規または更新（継続）で取得した参加事業者で、認証取得日（登録発行日）が平成29年3月から平成30年2月末日までのグリーン・エコプロジェクト参加の都内事業所。

4. 補助金額

補助金額は、1参加事業者あたり次のいずれかの額（定額）とする。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1) 新規認証登録（都内事業所）     | 定額 30,000円 |
| 2) 更新（継続）認証登録（都内事業所） | 定額 30,000円 |

5. 申請（請求）受付期間

平成29年7月10日（月）から平成30年3月9日（金）まで

※但し、上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点までとする。

6. 申請（請求）手続き

(1) 申請（請求）

認証取得手続き完了後、様式1「平成29年度グリーン経営認証取得促進補助金交付申請書（兼請求書）」に所定事項を記入し、添付書類（下記（2）参照）を添えて、東京都トラック協会環境部「環境対策窓口」あてに提出する。

なお、申請（請求）は、新規若しくは更新（継続）のいずれか1回のみとする。

また、締切日以前であっても予算枠に達した場合は、その時点で申請（請求）書類の提出があったものまでとする。

## (2) 添付書類

申請（請求）時には、必ず下記①～③の書類を添付書類として提出すること。

① 「グリーン経営認証登録証の写し」

② 認証登録（新規または更新（継続））取得費用の「請求（明細）書の写し」

③ 「領収書の写し」…交通エコロジー・モビリティ財団に領収書の発行を依頼

なお、「金融機関発行の振込書の写し」でも可（但し、ネットバンキング・FAX振込サービスは除く。）とする。

## 7. その他

(1) 補助金の交付を受けた参加事業者は、本補助金の交付に関し付した条件等に変更が生じた場合、速やかにその内容を東ト協へ報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。

(3) 本補助金受領後、退会する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。

(4) 本補助制度において、要綱等で定める事項に違反および虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付又は交付決定を行わないものとする。

## 8. 適用期日

本要領は、平成29年度事業に適用する。